

公 告 第 18 号

令和 3 年 3 月 19 日

パルグループ健康保険組合

理事長 井上 隆太



組合同規約一部変更について

パルグループ健康保険組合の規約の一部変更について、令和 3 年 3 月 17 日付で近畿厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき公告いたします。

記

変更理由

第 8 条、第 9 条、第 22 条、第 27 条、第 41 条、第 49 条、第 53 条の一部（合算高額療養費に係る改訂）、第 55 条の一部（合算高額療養費に係る改訂）、第 56 条、第 60 条については、令和 2 年 12 月 11 日付で健康保険組合連合会から発出された「規約（例）の改訂（軽微な文言修正）について」に基づき、規約変更を行うものとする。

第 43 条については、平成 30 年 7 月 9 日付で健康保険組合連合会から発出された「規約例（別表）の改訂について（その 2）」の中の「① 規約例 44 条 1 項（標準報酬）の条文修正」に基づき、育児休業等を終了した際の改定等の規定を明文化する規約変更を行うものとする。

第 53 条第 1 項、第 3 項の一部（療養費支給申請書の追加に係る改訂）、第 55 条第 2 項の一部（第二療養費支給申請書の追加に係る改訂）については、平成 28 年 6 月 3 日付で健康保険組合連合会から発出された「健康保険組合同規約・諸規程例集」のイントラネット掲載及び一部改訂について」に基づき、一部負担還元金、家族療養費付加金において、療養費に係る一部負担金相当分も還元できることの明確化と、それに伴い、療養費に係る一部負担金相当分の定義を追加する規約変更を行うものとする。

新旧条文対照表

新	旧
(互選議員の選挙の方法) 第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、<u>単記（連記）の無記名投票</u>による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。 (互選議員の選挙の管理) 第9条 互選議員の選挙においては、<u>選挙区ごとに選挙長をおかなければならない</u>。 2 選挙長は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、<u>（投票、）開票の管理（投票所の開閉その他投票の管理も含む）及び当選人の決定その他選挙の管理</u>に関し必要な事務を行う。 4 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は<u>選挙録及び投票録</u>を作り、これに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。	(互選議員の選挙の方法) 第8条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、<u>単記の無記名投票</u>による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。 (互選議員の選挙の管理) 第9条 互選議員の選挙においては、<u>選挙長をおかなければならない</u>。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかなければならない。 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。 3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理、並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は<u>選挙録を</u>、投票管理者は<u>投票録を</u>作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においてはこの限りでない。

新	旧
(会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 (理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による<u>選挙により行わなければならない。</u> (職 員) 第41条 この組合に<u>必要な職員（事務長その他）</u>をおき、理事長がこれを任免する。 (標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、<u>法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</u>	(会議録の作成) 第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 (理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。 (職 員) 第41条 この組合に事務長その他必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。 (標準報酬) 第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項若しくは法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項若しくは法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

新	旧
(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、早急に保険給付に要する費用に充てる必要が生じた場合に備え、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) <u>郵便貯金</u> (2) <u>臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u> (3) <u>公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</u> (4) <u>国債又は地方債</u> (5) <u>政府保証債又は金融債</u> (6) <u>担保付社債</u> (7) <u>抵当証券</u> (8) <u>コマーシャルペーパー</u> (9) <u>社会保険診療報酬支払基金への委託金</u> (10) <u>健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u> (11) <u>法第150条の規定による施設である土地及び建物</u> 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号、または第2号の方法によって保有しなければならない。	(準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、早急に保険給付に要する費用に充てる必要が生じた場合に備え、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 銀行若しくは信用金庫への預貯金、または郵便貯金 (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債証券又は地方債証券の取得 (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得 (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得 (7) 抵当証券の取得 (8) コマーシャルペーパーの取得 (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

新	旧
(一部負担還元金) 第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金（療養費に係る一部負担金は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額）について、その還元を行う。 2 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。 3 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件（法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給の基礎となった一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなすこと。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（合算高額療養費を除く。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の	(一部負担還元金) 第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和32年法律第42号）附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。 2 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。 3 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなすこと。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から25,000円を控除して得た額の10分の3に相当する額と

新	旧
額から高額療養費に相当する額を控除して得た額) から 25, 000 円を控除して得た額の 10 分の 3 に相当する額とし、その額が 4, 500 円未満のときは不支給とする。	し、その額が 4, 500 円未満のときは不支給とする。
(家族療養費付加金) 第 55 条 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、<u>第二家族療養費支給申請書</u>各 1 件 (合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、<u>診療報酬明細書</u>又は<u>第二家族療養費支給申請書</u>と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなすこと。) について、療養 (食事療養及び生活療養を除く) に要する費用の額から家族療養費に相当する額 (法第 115 条の規定により高額療養費 (合算高額療養費を除く。) が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額) を控除して得た額から、25, 000 円を控除して得た額の 10 分の 3 に相当する額とし、その額が 4, 500 円未満のときは不支給とする。	(家族療養費付加金) 第 55 条 2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件 (医療機関の処方箋に基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなすこと。) について、療養 (食事療養及び生活療養を除く) に要する費用の額から家族療養費に相当する額 (法第 115 条の規定により高額療養費 (同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費 (以下「合算高額療養費」という。) を除く。以下同じ。) が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額) を控除して得た額から、25, 000 円を控除して得た額の 10 分の 3 に相当する額とし、その額が 4, 500 円未満のときは不支給とする。
(合算高額療養費付加金) 第 56 条 <u>合算高額療養費</u>の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。	(合算高額療養費付加金) 第 56 条 法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費 (以下

新	旧
(施設の利用等) 第 6 0 条 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の<u>方法及び額</u>は、組合会の議決を経て別に定める。 附則 この規約は、認可の日から施行する。	「合算高額療養費」という。)の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。 (施設の利用等) 第 6 0 条 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。